

# 平成25年度予算要望に対する回答

(日本共産党京都市会議員団)

平成25年2月

京 都 市

# 目 次

## 重点要求項目

◆ 憲法を守り，平和で民主的な日本をつくるため，国に対し次の項目の・ 実現を求めること	1
◆ 原発からの撤退を	8
◆ 被災者支援の充実を	2 0
◆ 地域防災計画の策定に当たって	2 2
◆ 市民の福祉とくらし・営業を守るために，国に対して以下のことを・ 求めること	3 3
◆ 市民のくらしと営業を守る市政運営を	6 2

## 分野別要求項目

一 福祉・医療の充実を	8 2
◆ 医療・保健の充実を	8 2
◆ 介護保険制度，高齢者福祉施策の充実を	1 0 2
◆ 福祉・子育て支援の充実を	1 1 1
二 競争と格差拡大の教育を改め，どの子ども伸びる「子どもが主人公」の 学校・教育を	1 4 1
三 ごみ減量の推進を	1 6 9
四 青年がいきいきと住み続けられる京都市を	1 7 9
五 文化芸術・市民活動の振興，スポーツ環境整備の拡充を	1 8 2

六	中小企業・伝統産業・商工業・農林業の振興を	1 9 0
七	災害に強いまちづくりを	2 0 7
	◆安心して住み続けられるまちづくりを	2 2 1
	◆上下水道事業の充実を	2 3 6
八	市民の交通権を保障する総合的な交通体系の確立を	2 4 7
	◆公営交通を軸にした交通体系で市民の足を守ること	2 4 7
九	生活道路優先の道路環境整備を	2 6 0
十	公正・公開・市民参加の市政運営を	2 6 6

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1
要 望 内 容	回 答		
<p><b>重点要求項目</b></p> <p>◆憲法を守り，平和で民主的な日本をつくるため，国に対し次の項目の実現を求めること</p> <p>1 憲法9条を改悪しないこと。</p>	<p>○ 憲法改正については，国民全体で議論が進められるべきものと考えております。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2
要 望 内 容	回 答		
2 墜落事故が続発しているオスプレイ配備を撤回すること。普天間基地の移設に関する日米合意は白紙撤回し、無条件撤去すること。日米安保条約を廃棄すること。	○ オスプレイの配備，普天間基地の移設及び日米安保条約の廃棄に関しては，我が国の安全保障に関わる外交上，防衛上の問題であり，国において判断されるべきものと考えております。		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	3
要 望 内 容	回 答		
3 核密約を破棄し，非核三原則を法制化すること。	○ 非核三原則の法制化については，我が国の外交上，防衛上の重要課題であり，国において判断されるべきものと考えております。		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	4
要 望 内 容	回 答		
4 戦争による唯一の被爆国として核兵器廃絶のイニシアチブを発揮すること。	<p>○ 本市では、平和を都市の理念として、平和の尊さを市民と共に見つめ直す事業など、平和に関する様々な取組を進めるとともに、世界の都市が国境を越え、核兵器の廃絶に向けて取り組む組織である「平和市長会議」に加盟するなど、今後とも、人類普遍の理念である世界恒久平和の実現に向けて、取り組んでまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	5
要 望 内 容	回 答		
5 軍事費を大幅に削減すること。「防災・減災」に名を借りた無駄な大型公共事業をやめること。	○ 国における予算編成については、国会等において十分な議論の下、編成されるものであることから、今後もその動向について、注視してまいります。		



## 要 望 内 容

## 回 答

6 企業・団体献金を禁止し、政党助成金を廃止すること。

○ 企業・団体献金については、政治活動の公正、公明を確保するため、企業・団体から政治家個人への献金の禁止など法により厳格な定めがなされているところです。  
また、政党助成金についても、使途の報告など法により厳格な定めがなされているところですが、それらの在り方については、国政の段階で判断されるべきものと考えております。

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答

NO.

7

要 望 内 容

回 答

7 小選挙区制を廃止すること。国会議員の定数削減を行わないこと。

○ 小選挙区制及び国会議員の定数については、公職選挙法により定められており、その在り方については、国政の段階で判断されるべきものと考えております。

## 要 望 内 容

## 回 答

## ◆原発からの撤退を

8 京都市は直ちに原発ゼロの立場に立ち、国に対し即時原発ゼロの政治決断を求めること。

○ 福島第一原子力発電所の事故を踏まえると、ひとたび原発で大事故が発生した場合、市民生活や経済活動等への影響は深刻なものとなることは明らかであり、原子力発電に依存しない社会を1日も早く実現するとともに、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー地産地消の取組を推進する必要があります。

○ このため、国に対して、原子力発電に依存しない電力供給体制の実現に向けたエネルギー政策の抜本的な転換や、再生可能エネルギーの利用拡大の推進等について働き掛けるとともに、関西広域連合の一員として、原子力発電所に係る新しい安全基準の早期策定など原発事故に対する安全体制の早急な確立について、強く申し入れているところであり、引き続き、機会を捉えて粘り強く求めてまいります。

## (経過・これまでの取組等)

平成24年5月 国に「原子力発電に依存しない電力供給体制の構築等について」要請

6月 国家予算要望として「原子力発電に依存しないための再生可能エネルギーの利用拡大と電力事業の自由化の推進」を要望

要 望 内 容

回 答

9 大量生産，大量消費，大量廃棄の資源・エネルギー浪費社会を見直すこと。

○ 大量生産，大量消費，大量廃棄の社会経済システムから，省エネ型ライフスタイルを含めた持続可能な社会経済システムへの転換を図っていく必要があります，本市では，平成23年3月に策定した「京都市地球温暖化対策計画<2011～2020>」において「環境にやさしいライフスタイル」，「ごみの減量」等6つの社会像を掲げ，取組を推進しているところです。

○ ライフスタイルの転換については，次代を担う子どもの視点からライフスタイルを見直し，エコライフの取組の定着を図るため，子どもたちが自ら考え体験する環境教育として，引き続き「こどもエコライフチャレンジ推進事業」を全市立小学校で実施してまいります。

○ また，「DO YOU KYOTO?（環境にいいことしていますか?）」を合言葉に，環境にやさしい取組を実践するよう市民や事業者にも働き掛ける「DO YOU KYOTO?」プロジェクトについて，引き続き取組を展開し，「DO YOU KYOTO?」の浸透を図ってまいります。

○ 「京都市循環型社会推進基本計画<2009～2020>」では，ピーク時のごみ量を半減するという高い目標を掲げており，ごみ減量・リサイクルの推進により，東部クリーンセンターを平成25年3月末に休止することにしております。

引き続き，計画に掲げる多様な資源ごみの回収の仕組みづくりなど，5つの重点戦略を推進し，ごみの発生抑制や，循環資源の利用の取組などにより，可能な限り環境負荷が低減された循環型社会の実現を目指してまいります。

(平成25年度予算額)

- ・ こどもエコライフチャレンジ推進事業 20,856千円
- ・ 「DO YOU KYOTO?」147万人推進事業 14,100千円

(次ページに続く)

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	9
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 2 年 3 月 「京都市循環型社会推進基本計画&lt; 2 0 0 9 ~ 2 0 2 0 &gt;」の策定</p> <p>平成 2 3 年 3 月 「京都市地球温暖化対策計画&lt; 2 0 1 1 ~ 2 0 2 0 &gt;」の策定</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 0
要 望 内 容	回 答		
1 0 大飯原発 3 号基, 4 号基の稼働を停止し, 新たな原発再稼働を行わないよう国, 関西電力に求めること。	<p>○ 原発の稼働については, 本市はこれまでから, 市会での決議を踏まえ, 中長期的には脱原発依存, 短期的には稼働の必要性を明らかにし, 万全の安全性を確保したうえで, 地域住民の理解を得る必要があるとの認識に立ち, 国や関西電力に対してもこの旨を主張してまいりました。</p> <p>○ また, 関西広域連合の一員として, 原子力規制委員会の下で, 早急に新しい安全基準を策定すること, 大飯原発の再稼働は「暫定的な安全基準に基づく限定的なもの」であることから, 新しい安全基準に基づく再審査を早急に行うこと等, 国に対する申し入れを繰り返し行っているところです。</p> <p>○ これらについて, 引き続き, 機会を捉えて粘り強く求めてまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 2 4 年 5 月 国に「原子力発電に依存しない電力供給体制の構築等について」要請</p> <p>6 月 国家予算要望として「原子力発電に依存しないための再生可能エネルギーの利用拡大と電力事業の自由化の推進」を要望</p> <p>8 月 国に「今後のエネルギー政策の確立に向けた声明」の申入れ (関西広域連合)</p> <p>9 月 国に「大飯原発に関する適切な取組を求める申入れ」 (関西広域連合)</p> <p>国に「原子力発電所の安全確保に関する申入れ」 (関西広域連合)</p> <p>1 0 月 国に「原子力防災と安定的な電力供給に関する申入れ」 (関西広域連合)</p> <p>1 1 月 国に「大飯発電所敷地内破砕帯調査に関する申入れ」 (関西広域連合)</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 1
要 望 内 容	回 答		
<p>1 1 青森県六ヶ所村の「再処理施設」を閉鎖し、プルトニウム循環方式から即時撤退すること。原発の輸出政策を中止し、輸出を禁止するよう国に求めること。</p>	<p>○ 国の「革新的エネルギー・環境戦略」においては、三本柱の一つとして「原発に依存しない社会の一日も早い実現」が掲げられ、核燃料サイクル政策についても言及されているものの、原発稼働をゼロにすることとの関係は不明確であり、具体的な工程も明らかにされていないため、早期に具体策が示される必要があると考えております。</p> <p>○ 本市としては、国に対して、原子力発電に依存しない電力供給体制の実現に向けたエネルギー政策の抜本的な転換等について、引き続き働き掛けてまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成 2 4 年 5 月 国に「原子力発電に依存しない電力供給体制の構築等について」要請  6 月 国家予算要望として「原子力発電に依存しないための再生可能エネルギーの利用拡大と電力事業の自由化の推進」を要望</p>		

平成25年度予算要望に対する回答		NO.	12
要 望 内 容	回 答		
12 再生可能エネルギー比率を飛躍的に高めること。 そのための目標と年次計画を策定すること。	<p>○ エネルギーの地産地消の取組を更に加速させていくため、府、市、経済界がエネルギービジョンや目標等を共有するとともに、京都の強みを徹底的に生かし、府、市、経済界で構成する「京都産業育成コンソーシアム」の取組を通じて、今後、中長期的な戦略を策定してまいります。</p> <p>○ 策定に当たっては、再生可能エネルギーの飛躍的な拡大や省エネの追求、さらには、エネルギーを地域で生み出し、地域でかきこく使う、京都ならではの「スマートコミュニティ」の構築を目指します。</p> <p>○ また、引き続き、メガソーラー発電や市民協働発電制度の展開、「スマートシティ京都研究会」でのエネルギー利用の最適化に係る研究など、再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大に向けた取組を積極的に推進してまいります。</p> <p><b>(平成25年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートシティ京都プロジェクト推進事業 6,500千円</li> <li>・岡崎地域公共施設間エネルギーネットワーク形成実証事業 38,000千円【新規】</li> <li>・次世代環境配慮型住宅エネルギーネットワーク実証事業 16,300千円【充実】</li> <li>・大規模太陽光発電設備設置事業 805,000千円</li> <li>・市民協働発電制度の支援業務 3,800千円</li> <li>・太陽エネルギー利用促進事業 201,100千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成22年12月 京都ならではのスマートコミュニティ構築について検討する「スマートシティ京都研究会」を産学公の連携により設立</p> <p>平成24年 7月 再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始 水垂埋立処分地のメガソーラー（第1基）の運転を開始 (次ページに続く)</p>		



平成 2 5 年度予算要望に対する回答		NO.	1 2
要 望 内 容	回 答		
	9月 水垂埋立処分地のメガソーラー（第2基）の運転を開始 11月 「京都市市民協働発電制度検討委員会」が報告書を市に提出		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 3
要 望 内 容	回 答		
1 3 電源開発促進税を再生可能エネルギー対策推進の財源にあてるよう国に求めること。	<p>○ 福島第一原子力発電所の事故を踏まえると、ひとたび原発で大事故が発生した場合、市民生活や経済活動等への影響は深刻なものとなることは明らかであり、原子力発電に依存しない社会を1日も早く実現するとともに、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー地産地消の取組を推進する必要があります。</p> <p>○ このため、国に対して、エネルギー政策の抜本的な転換や、再生可能エネルギーの利用拡大の推進等のために必要な助成措置や規制緩和等を講じるよう、引き続き働き掛けてまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成24年5月 国に「原子力発電に依存しない電力供給体制の構築等について」要請  6月 国家予算要望として「原子力発電に依存しないための再生可能エネルギーの利用拡大と電力事業の自由化の推進」を要望  7月 再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 4
要 望 内 容	回 答		
<p>1 4 市民共同発電など地産地消のエネルギー政策を推進すること。無担保・無保証の融資制度創設など各種支援制度を拡充すること。</p>	<p>○ 平成 2 5 年度は、市民協働発電制度の推進、住宅用太陽光発電システムや太陽熱利用システム、蓄電システムの設置助成を引き続き実施するとともに、「スマートシティ京都研究会」でのエネルギー利用の最適化に係る研究など、再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大に向けた取組を積極的に推進してまいります。</p> <p><b>(平成 2 5 年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民協働発電制度の支援業務 3, 8 0 0 千円</li> <li>・太陽エネルギー利用促進事業 2 0 1, 1 0 0 千円</li> <li>・スマートシティ京都プロジェクト推進事業 6, 5 0 0 千円</li> <li>・岡崎地域公共施設間エネルギーネットワーク形成実証事業 3 8, 0 0 0 千円【新規】</li> <li>・次世代環境配慮型住宅エネルギーネットワーク実証事業 1 6, 3 0 0 千円【充実】</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 2 2 年 1 2 月 京都ならではのスマートコミュニティ構築について検討する 「スマートシティ京都研究会」を産学公の連携により設立</p> <p>平成 2 4 年 4 月 太陽熱利用システム及び蓄電池システム設置助成を創設 7 月 再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始 1 1 月 「京都市市民協働発電制度検討委員会」が報告書を市に提出</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 5
要 望 内 容	回 答		
<p>1 5 再生可能エネルギーの買取にあたっては、価格などインセンティブが働くよう引き続き改善し、消費者の負担軽減を図るよう国に求めること。</p>	<p>○ 引き続き、本市から関係省庁に対して政策提言を行うだけではなく、全国の政令指定都市を中心に構成された「指定都市自然エネルギー協議会」を通じて、再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大に資する固定価格買取制度の運用等について政策提言してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 3 年 7 月 「指定都市自然エネルギー協議会」を設立</p> <p>平成 2 4 年 3 月 「指定都市自然エネルギー協議会」から「再生可能エネルギー電気の調達価格及び調達期間に関する提言書」を国に提出</p> <p>5 月 国に「原子力発電に依存しない電力供給体制の構築等について」要請</p> <p>6 月 国家予算要望として「原子力発電に依存しないための再生可能エネルギーの利用拡大と電力事業の自由化の推進」を要望</p> <p>7 月 再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 6
要 望 内 容	回 答		
1 6 原子力推進機関から独立した強力な規制機関を確立するよう国に求めること。	<p>○ 原子力安全規制を担う原子力安全・保安院については、これまでは原子力利用推進を担う経済産業省の下に設置されておりました。</p> <p>しかしながら、福島第一原発事故を契機に、「利用推進」と「安全規制」が同じ組織の下で行われているという問題を解消するため、経済産業省から、安全規制部門を分離し、環境省の外局組織として、また、独立性の高い3条委員会として、平成24年9月に原子力規制委員会が新たに設置されたところです。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 7
要 望 内 容	回 答		
1 7 高速増殖炉「もんじゅ」はただちに廃炉にするよう求めること。	<p>○ 国の「革新的エネルギー・環境戦略」においては、三本柱の一つとして「原発に依存しない社会の一日も早い実現」が掲げられ、核燃料サイクル政策についても言及されているものの、原発稼働をゼロにすることとの関係は不明確であり、具体的な工程も明らかにされていないため、早期に具体策が示される必要があると考えております。</p> <p>○ 本市としては、国に対して、原子力発電に依存しない電力供給体制の実現に向けたエネルギー政策の抜本的な転換等について、引き続き働き掛けてまいります。</p> <p>○ なお、現在建設中である高速増殖炉「もんじゅ」については、平成 2 4 年 9 月に新たに設置された原子力規制委員会の下、原子炉等規制法によりその安全性の確保のための規制が行われています。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成 2 4 年 5 月 国に「原子力発電に依存しない電力供給体制の構築等について」要請  6 月 国家予算要望として「原子力発電に依存しないための再生可能エネルギーの利用拡大と電力事業の自由化の推進」を要望</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 8
要 望 内 容	回 答		
<p>1 8 関西電力に対し、発電所ごとの総電力量、京都市域における消費電力量の情報を公開するよう求めること。</p>	<p>○ これまでから、地球温暖化対策の観点において関西電力から京都営業所管内の販売電力量実績の情報提供を受けているところです。</p> <p>○ また、平成 2 4 年 6 月には、関西電力株式会社への株主提案として、再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大と市民や事業者の徹底的な節電・省エネルギーの取組を進めるため、経営や事業に関する最大限の情報開示を行うよう求めたところです。</p> <p>○ 今後も、京都市地球温暖化対策条例に定めるエネルギー供給事業者の責務を踏まえ、また、電力事業者の公益性の観点から、必要な情報の開示を求めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 4 年 6 月 関西電力株式会社に対して「可能な限り経営及び事業に関する情報開示すること」等を求める株主提案議案を提案</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

19 京都市防災計画（原子力災害編）の策定に際して、以下の点を盛り込むこと。

- ・原子力規制委員会による放射性物質の拡散予測（マックス2）には地形は考慮されていない。緊急時迅速放射能予測システム（スピーディ）を使った被害予測を実施するよう国、府に求め、被害対象地域は、地形も考慮し京都市全域とすること。
- ・独自の情報収集体制の整備と市民や滞在者への周知を行うこと。関西電力と原発立地自治体並の協定を結び、再稼働の事前協定や立入り検査権等を持つこと。
- ・空間線量率を自動で連続測定するモニタリングポストを独自に設置すること。自然災害に耐えられるものとし、非常用電源対策、データ通信手段の多重化を進めること。
- ・周辺環境への放射性物質または放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等を拡充すること。
- ・モニタリングを適切に実施する上で、気象状況を把握できるようにすること。
- ・避難計画は、大地震による若狭湾周辺の原発の過酷事故を想定した計画とすること。琵琶湖の汚染を想定した対策を盛り込むこと。市立病院を被曝医療機関とし

- 本市では、改正原災法の規定に基づき、平成24年度中に京都市地域防災計画原子力災害対策編を策定し、市民に安心していただける原子力防災体制を構築するとともに、不測の事態に備えた対応体制を整備することとしています。
- 「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」については、国が原子力災害対策指針で示した「原子力施設から概ね30km」という目安や、放射性物質の拡散予測結果（大飯原発から最長南32.5kmまで拡散が予測）等を踏まえ、地形条件、気象条件を考慮し、今後、専門家の意見を参考に設定することとしています。
- 空間放射線量の測定及び情報収集体制については、現在、京都府が市内3カ所に設置するモニタリングポストに加え、市独自で整備した可搬式サーベイメータ5台を用いて一定の場所で定期的にモニタリングを実施しており、不測の事態に備えた情報収集体制を構築しています。  
緊急時における市民や滞在者への周知については、既存の防災情報システムを活用するほか、UPZ圏内の地域においては連絡網や避難場所等を定めた地域ごとの避難マニュアルを作成するなど、今後も充実強化してまいります。  
関西電力との安全協定については、関西広域連合や府と協議の下、検討してまいります。
- 放射性物質拡散の経路や距離については、気象状況と密接に関係することから、必要に応じ、気象庁が行う気象統計情報等からの情報収集を行うこととしています。
- 避難計画は、福島第一原発事故の教訓を踏まえるほか、地震等の複合災害を考慮した想定に基づき作成することとしています。

（次ページに続く）



平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 9
要 望 内 容	回 答		
<p>て位置づけ，機能強化を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風評被害対策，放射能汚染した場合の対策を盛り込むこと。</li> </ul> <p>・食品の放射能汚染の暫定規制値を厳しい規制値へと見直し，規制値を遵守する厳重な検査体制をとるよう国に求めること。測定値の公表を徹底すること。</p>	<p>また，琵琶湖等の汚染を想定した対策としては，水道原水及び水道水の放射能測定体制及び浄水処理の強化を図ります。また，滋賀県をはじめ，近隣自治体と連携して必要な対応をとることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被ばく医療機関は，京都府の権限により指定されますが，京都市立病院については，災害医療等の政策医療を担うこととなっていることを踏まえ，判断される必要があると考えています。</li> <li>○ 食品の暫定規制値は廃止され，平成 2 4 年 4 月 1 日から，より厳しい基準値が適用されており，引き続き検査結果の公表等を徹底していくとともに，必要な監視体制や検査体制の確保に努めてまいります。</li> </ul> <p><b>(平成 2 5 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力防災体制の充実 1 5, 2 0 0 千円【新規】</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 2 4 年 3 月 京都市原子力発電所事故対応暫定計画 策定</p> <p>9 月 原子力災害対策特別措置法 改正 (平成 2 5 年 3 月施行)</p> <p>平成 2 5 年 1 月 「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」骨子を作成し，市民意見募集</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 0
要 望 内 容	回 答		
<p>◆被災者支援の充実を</p> <p>2 0 京都市に避難している東日本大震災の被災者および原発事故被害者に対して、長引く避難生活実態の把握、メンタルケア、検診の情報提供、雇用対策など必要な対策を講じること。対象を自主避難者まで拡充すること。なお、市営住宅入居者支援については、期限を3年とせず、さらに、対象を自主避難者まで拡充すること。</p>	<p>○ 東日本大震災等により本市に避難して来られた被災者（自主避難者含む）に対しては、生活、福祉、検診、雇用等に関するきめ細かな情報提供や相談対応等を実施しております。</p> <p>○ また、市営住宅における一時避難者の受け入れについては、地震による被災者及び福島原子力発電所事故による自主避難者の区別なく、入居から3年間、無償で入居いただけることとしており、無償期間の終了後の住宅の確保については、住宅を失われた方や避難指示区域に居住されていた方に、引き続き市営住宅に正式に入居していただける措置を講じております。</p> <p>○ 今後とも、被災地の復興状況や国の動向を注視しながら、可能な支援を講じてまいります。</p> <p><b>(平成 2 5 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難者への情報提供事業 7 5 2 千円</li> <li>・ 被災者向け住宅情報センター運営 2 6, 5 0 0 千円</li> </ul>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1
要 望 内 容	回 答		
<p>2 1 福島第一原発事故による被曝が疑われる被災者が、検診・治療等必要な医療が受けられるよう、医療費補助等の支援を行うこと。福島県県民健康管理調査における子どもたちの甲状腺検査の実施医療機関をすみやかに認定するよう市立病院での実施を検討するとともに、各医療機関に働きかけること。</p>	<p>○ 福島第一原発事故による被災者に対する医療費窓口負担の免除等の支援については、国の取組として判断されるべきものと考えており、本市としてもその動向を注視してまいります。</p> <p>○ 福島県県民健康管理調査における子どもたちの甲状腺検査については、京都府内の指定医療機関として「京都医療センター」及び「京都府立医科大学附属病院」が指定されたところであり、検査の対象者には、順次、福島県立医大から通知されているところです。</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

## ◆地域防災計画の策定に当たって

22 防災計画については、防災のいっそうの実効性を高めるために、応急対策に偏ることなく、常に点検を行うこと。

- 地域防災計画については、災害対策基本法において、毎年、検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならないとされていることから、本市では、常に点検するとともに、毎年、防災会議を開催し、必要な修正を行っております。
- 今後も、常に点検を行い、必要な場合には地域防災計画の修正を行うなど、防災対策の実効性を高めてまいります。

## (平成 2 5 年度 予算額)

- ・ 防災会議運営 5, 187 千円
- ・ 地域防災計画推進費 13, 999 千円

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3
要 望 内 容	回 答		
<p>2 3 各部局・職員間の災害時における情報共有の精度を高め、市民への的確な情報提供、住民避難勧告、指示、誘導が行えるようにすること。</p>	<p>○ 災害時には、水災情報システムの多メディア一斉送信装置を使用して、あらかじめ登録された各局・区等の災害対策要員に対して、気象警報、洪水情報、土砂災害警戒情報、避難勧告等の避難情報を即時送信し、各局・区等においても情報連絡体制を整備する中で、職員間の情報共有を確実に図っております。</p> <p>また、平成23年度からは、緊急速報メールの導入や防災ポータルサイト（京都市防災危機管理情報館）で市民へ防災情報を提供し、避難等を促せるよう取り組んでおります。</p>		

平成25年度予算要望に対する回答		NO.	24
要 望 内 容	回 答		
<p>24 ハザードマップの定期的な点検と修正を行い公表すること。減災対策を計画的に促進すること。特に、近年多発する「経験したことのない雨量」となる集中豪雨への対策を強化すること。</p>	<p>○ 京都市防災マップ（地震編・水災害編）については、河川の浸水想定や地震の被害想定の見直しがされた場合に、時点修正を加えて更新し、各戸に配布するとともに、ホームページで公表しています。  今後も被害想定の見直し等があった場合には遅滞なく更新し、市民が的確な避難行動が取れるよう、分かりやすい防災マップづくりを行ってまいります。</p> <p>○ 集中豪雨の際には、水災情報システムの情報伝達機能である「多メディア一斉送信装置」を活用し、電話、メール及びFAXで、自主防災会や要配慮者利用施設等に、気象警報、洪水予報及び避難情報を迅速に伝達し、早めの避難を促してまいります。</p> <p>○ 河川改修事業については、都市部を流れる河川流域における治水安全度向上を目的として、概ね10年に1回の確率で起こりうる大雨に対応する都市基盤河川改修事業を下水道事業と連携を図りながら実施しています。  平成24年度には、宇治市等の浸水被害を踏まえ、緊急総点検を実施するとともに、その結果を基に、堆積した土砂の撤去や護岸の補修など、河川浸水対策緊急事業を実施することといたしました。  河川改修事業は完了するまでに多大な費用と時間を必要とするため、関係部局が連携し、森林保全や農地における保水機能向上の取組やグラウンドや公園を利用した雨水貯留施設整備などのハード対策とともに、官民協力の地下街水防体制や警戒避難体制の構築など、ソフト対策も含め取組を推進することで、浸水被害の軽減に努めており、今後も更なる対策の強化を図ってまいります。</p> <p>○ 公共下水道事業においては、これまでから実施している雨水幹線及びポンプ場の整備に加えて、流域における貯留・浸透対策や地下空間の浸水防止対策等を実施し、集中豪雨に対する治水安全度の向上に努めてまいります。</p>		

(次ページに続く)

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 4
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成 2 4 年度 2 月補正予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市基盤河川改修事業 2 4 1, 0 0 0 千円</li> <li>・第二太田川浸水対策事業 1 0 0, 0 0 0 千円</li> </ul> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市基盤河川改修事業 1, 0 0 1, 8 0 0 千円</li> <li>・第二太田川浸水対策事業 1 2 0, 0 0 0 千円</li> <li>・普通河川治水安全度調査 9, 0 0 0 千円</li> <li>・公共下水道事業(浸水対策) 3, 3 3 1, 0 0 0 千円【充実】</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>昭和 4 5 年度～ 都市基盤河川(旧都市小河川)改修事業実施</p> <p>平成 1 5 年度～ 「京都市防災マップ検討委員会」を設置</p> <p>平成 1 7 年度～ 京都市防災マップ等を活用した水災にも対応できる市民防災行動計画づくりの推進</p> <p>平成 2 1 年度～ 自主防災組織の役員や地下施設の管理者等に対する水災情報システムへの登録指導, 水災害時の情報伝達の実施。</p> <p>平成 2 2 年度～ 京都市防災マップ(地震編及び水災害編)の各戸配布及びマップを活用した住民指導</p> <p>「雨に強いまちづくり推進計画」に基づく検討会, 研究会の実施</p> <p>平成 2 4 年度～ 京都市防災会議専門委員会に洪水土砂部会を設置</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5
要 望 内 容	回 答		
2 5 食料・飲料水備蓄の拡充，自家発電機，通信情報機器の整備など災害時の防災設備機能を充実させること。	<p>○ 食料の備蓄拡充については，東日本大震災の教訓を踏まえ，平成 2 3 年度以降，乾パンから，より食べやすいアルファ化米への切り替えを行っているところです。 （平成 2 6 年度完了予定） 平成 2 5 年度からは，飲料水についても，備蓄を開始することとしており，今後とも，備蓄物品の品目や数量等について検討を進めてまいります。</p> <p>○ 災害時の防災設備については，平成 2 4 年度及び 2 5 年度で，非常用発電機，可搬式照明器具など，避難所運営に必要な物品を整備します。 今後とも，自家発電機や通信情報機器など災害時における重要な設備の整備や充実に向けての検討を進めてまいります。</p> <p><b>（平成 2 5 年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用備蓄物資の充実 3 0, 3 0 0 千円【新規】</li> <li>・避難所用備蓄物資等 6 9, 9 7 5 千円</li> </ul>		



平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 6
要 望 内 容	回 答		
2 6 避難所に指定された施設の耐震対策を促進すること。	<p>○ 避難所に指定されている学校施設については、学校統合等特別の事情のある学校を除き、平成 2 3 年度までに耐震化を完了しております。</p> <p>○ 教育委員会所管の施設を除く避難所に指定されている市有建築物で、昭和 5 6 年以前に建築され、耐震診断が必要な建築物については、平成 2 4 年度末で全て耐震診断を終了します。</p> <p>○ 耐震診断の結果、耐震改修が必要となる施設の大半では、耐震対策が完了しておりますが、耐震未改修の施設については、今後の施設の在り方等の方向性を踏まえ、耐震対策を検討してまいります。</p> <p><b>(平成 2 5 年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閉校施設の耐震化推進事業 1 6 7, 9 4 5 千円</li> </ul>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 7
要 望 内 容	回 答		
2 7 行政区・学区単位の防災マップづくり，減災対策の支援をすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政区単位の防災マップとして，地震編，水災編を作成しており，平成 2 2 年度に改訂版を全戸配布しております。</li> <li>○ 学区単位の防災マップとしては，自主防災会や自治連合会等地域の各種団体が自発的に作成されているところもあります。本市では，地域で策定を進めている町内版の防災計画である，身近な地域の市民防災行動計画づくりにおいて，既に策定された計画も含め，地域の実情に応じた分かりやすいものとなるよう，D I Gやクロスロードなど新たな指導手法を活用しながら計画の検証や見直しが進むよう促しており，その中で町内版防災マップの作成を進めております。</li> </ul>		

平成 2 5 年度予算要望に対する回答		NO.	2 8
要 望 内 容	回 答		
<p>2 8 福祉避難所の設置，要配慮者の避難対策をすすめること。二次災害・災害関連死を防ぐための対策を強化すること。</p>	<p>○ 福祉避難所については，京都市社会福祉施設連絡協議会をはじめ関係団体との連携の下，平成 2 5 年 1 月までに，1 6 3 箇所の事前指定を実施するとともに，京都福祉介護用品協会との間で，災害時における物資の提供協力に関する協定を締結しております。</p> <p>○ 災害における子どもの心のケアについては，平成 2 5 年 1 月に，京都市保育園連盟，京都市児童館学童連盟，京都児童養護施設長会及び京都母子生活支援施設協議会との間で，災害時における子どもの一時預かり等の協力に関する協定を締結したところです。</p> <p>○ 要配慮者の避難対策については，関係団体等による日ごろの見守り活動の充実を図ることで緊急時における支援体制を構築するため，平成 2 4 年 1 1 月から，見守り活動対象者名簿等を作成し，順次，協定を締結した団体への貸し出しを開始しており，今後も二次災害・災害関連死を防ぐための対策を強化してまいります。</p> <p><b>(平成 2 5 年度予算額)</b>  ・地域における見守り活動促進事業 1 4, 6 9 0 千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成 2 2 年 1 0 月 京都市福祉避難所検討会を設置  平成 2 3 年 9 月 「京都市福祉避難所検討会まとめ」を策定  1 0 月 京都市福祉避難所連絡会議を設置  平成 2 4 年 4 月 社会福祉施設 1 0 7 箇所を福祉避難所として事前指定  6 月 個人情報保護審議会が見守り活動対象者名簿等の作成を承認  7 月 地域における見守り活動促進事業に係る同意取得活動を開始  地域で見守り活動を実施する団体と協定書の締結を開始（平成 2 5 年 1 月末現在 4 7 2 団体と締結）</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8
要 望 内 容	回 答		
	1 1 月 見守り活動対象者名簿等を作成, 地域で見守り活動を実施する団体への名簿貸出開始		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 9
要 望 内 容	回 答		
2 9 東日本大震災の経験を教訓化し、避難所運営マニュアルを充実させること。	<p>○ 東日本大震災の教訓を踏まえ、学識経験者や地域で積極的に取組をされている市民等にも参画いただき、各局・区、地域での会議等で様々な検討を重ね、平成 2 4 年 1 0 月に避難所運営のマニュアルのひな型となる「京都市避難所運営マニュアル」を策定しました。</p> <p>今後、このマニュアルを基に、平成 2 6 年度末までに、地域との協働で市内全避難所の運営マニュアルの作成に取り組んでまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全避難所における避難所運営マニュアル作成のための取組 1 9, 2 0 0 千円【新規】</li> </ul>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 0
要 望 内 容	回 答		
<p>3 0 中高層集合住宅の管理組合，自治会の防災活動計画と災害時の行動マニュアルづくりを支援すること。</p>	<p>○ 本市では，地域で策定を進めている町内版の防災計画である，身近な地域の市民防災行動計画づくりにおいて，地域の実情に応じて世帯数の多い集合住宅などは，一つの自主防災部として扱うなど，災害時に円滑な防災活動ができるよう行動計画の策定，検証や見直しを進めております。また，既に策定された計画も含め，それ以外の地域にあっても，計画の検証や見直しを引き続き進め，より地域の実情を踏まえた効果的な防災行動計画の策定が進むよう支援してまいります。</p> <p><b>(平成 2 5 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織の育成 1 9, 5 0 0 千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>○ 身近な地域の市民防災行動計画については，全 6, 2 8 2 自主防災部中， 6, 2 7 2 自主防災部で計画を策定済み（9 9. 9 %）（平成 2 4 年 9 月末現在）</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 1
要 望 内 容	回 答		
<p>3 1 防災井戸，防災器具庫，飲料水兼用耐震性水槽などの位置をわかりやすく示す表示板の設置など防災のまちづくりをさらにすすめること。</p>	<p>○ 災害時協力井戸は，大規模災害が発生し，水道の給水が停止した場合に，地域住民に生活用水として提供することを目的として，個人や事業者が所有する井戸を，登録いただいているものです。登録いただいた井戸の所有者の方には，玄関等に掲示する「災害時協力井戸」の表示プレートを交付し，地域住民への周知を依頼しております。今後も防災のまちづくり推進のため，自主防災組織への情報提供やホームページ等を活用した情報発信に努めてまいります。</p> <p>○ 自主防災組織用器材の格納庫については，格納庫に「防災器材格納庫」「○○学区自主防災会」等と明示しており，設置場所も日頃防災訓練を実施する小学校等の敷地内に設置していることから，地域住民の方にも一定の浸透が図られているところですが，引き続き，地域住民の方に設置場所の周知を図ってまいります。</p> <p>○ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の表示板の設置については，防火水槽と同様に標識を設置しており，今後も地域の方々に設置場所等が浸透するよう，周知を図ってまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>○ 防災器具庫については，平成 8 年度及び平成 9 年度の 2 箇年計画で，当時結成されていた 2 1 9 自主防災会に対し器材を整備し，平成 1 0 年度以降に結成された 8 自主防災会に対しても，同様の整備を実施しています。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 2
要 望 内 容	回 答		
<p>3 2 災害危険箇所における要配慮者利用施設の対策を強めること。</p>	<p>○ 河川の浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設については、水災情報システムの情報伝達機能「多メディア一斉送信装置」を活用して、電話、メール及びFAXにより、気象警報、洪水予報、土砂災害警戒情報等を伝達しています。今後も、災害時に迅速かつ適切な避難行動等の対応がとれるよう、情報伝達体制の構築に取り組んでまいります。</p> <p>○ 要配慮者利用施設の管理者に対しては、防災知識の習得等の防災指導の充実強化に努めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度 要配慮者利用施設の管理者用に啓発媒体を作成し配付 水災情報システムの情報伝達機能「多メディア一斉送信装置」への登録を指導するとともに、登録された要配慮者利用施設に気象、河川水位等の情報伝達を開始</li> <li>・平成22年度 京都市防災マップ（水災害編）を配付</li> </ul>		



平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 3
要 望 内 容	回 答		
<p>◆市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること</p> <p>3 3 消費税増税を中止すること。</p>	<p>○ 少子高齢化が急速に進む中、社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとするため、あらゆる世代が広く負担を分かち合い、国・地方を通じて必要となる財源を安定的に確保することは、極めて重要な課題です。</p> <p>こうした社会保障に関する財源を確保するため、今回の消費税率の引上げが行われるものと認識していますが、今後、国において、経済状況を見極めたうえ、その実施に当たっては、低所得者や中小事業者への影響を最小限にとどめる対応策が十分に講じられるべきものと考えています。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 3 年 1 2 月 平成 2 4 年度税制改正大綱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税・地方消費税については、社会保障・税一体改革成案（平成 2 3 年 6 月 3 0 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）において示された考え方に基づき、具体化に向けた議論を加速</li> </ul> <p>平成 2 4 年 2 月 社会保障と税の一体改革大綱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方分を含めた消費税率を平成 2 6 年 4 月に 8 %、平成 2 7 年 1 0 月に 1 0 % に引上げ</li> </ul> <p>8 月 「社会保障と税の一体改革関連法」が成立・公布</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 4
要 望 内 容	回 答		
<p>3 4 日本経済と農業，医療・医療保険を破壊し，国の主権をおびやかす T P P に参加しないこと。</p>	<p>○ T P P に参加することにより，関税撤廃や貿易手続きの簡素化が進み，輸出産業の国際競争力が高まる可能性がある一方で，農林業や医療分野などへの影響が危惧されています。</p> <p>本市としましては，食の安全・安心の確保や国民皆保険制度を堅持するという視点は大変重要であると認識しておりますが，交渉への参加については，十分な国民的議論を踏まえて，国策として判断されるものと考えており，その動向を十分に注視してまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 5
要 望 内 容	回 答		
<p>3 5 引き続き円高対策に取り組むこと。内需拡大の政策に転換すること。為替投機に対する国際的規制が行われるよう、諸外国に働きかけること。</p>	<p>○ 急激な円高により、企業収益の悪化や産業空洞化、それに伴う雇用の喪失が懸念されることから、これまでから京都府や関係経済団体と連携して、為替政策をはじめとする円高対策、新たな国内需要創出につながる中小・中堅企業への成長支援の実施等について国に要望しております。</p> <p>○ 為替相場の適正水準への誘導は、国策として政府及び日本銀行で判断されるべきものであり、本市としてもその動向を注視するとともに、今後とも必要な要望を行ってまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 2 年 9 月 1 0 日 中小企業支援センターに「円高関連特別経営相談窓口」を開設</p> <p>1 0 月 1 日 府市連名で、経済産業省及び中小企業庁に対して「円高の影響を受けている中小企業への支援に関する要望書」を提出</p> <p>平成 2 3 年 9 月 2 8 日 府、市、関係経済団体の連名で、財務省、厚生労働省、経済産業省、中小企業庁、国土交通省、観光庁に対して、「円高対策をはじめとする経済対策等に関する要望書」を提出</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 6
要 望 内 容	回 答		
3 6 「納税者権利憲章」を早急に制定すること。	<p>○ 平成 2 3 年度税制改正大綱において、「納税者権利憲章」を策定し、平成 2 4 年 1 月 1 日に公表することとされていましたが、国会における審議の結果、平成 2 3 年度における策定が見送られました。</p> <p>○ 平成 2 4 年度税制改正大綱においては、納税環境の整備について引き続き検討することとされましたが、「納税者権利憲章」については、具体的に触れられておらず、また、平成 2 5 年度税制改正大綱においても、記載はありません。 今後とも、国における議論の動向を注視し、本市における対応を検討してまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 2 2 年 1 2 月 平成 2 3 年度税制改正大綱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者権利憲章は、平成 2 3 年中に準備を進めたうえ、平成 2 4 年 1 月 1 日に公表</li> <li>・全地方自治体に同様の対応を一律に義務付けるのではなく、各地方自治体において適切に対応することができるよう、国税における取扱いについて十分に情報提供</li> </ul> <p>平成 2 3 年 1 2 月 平成 2 4 年度税制改正大綱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 2 3 年度税制改正においては、納税者権利憲章の策定等については見送り</li> <li>・納税環境の整備については、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、引き続き検討</li> </ul>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 7
要 望 内 容	回 答		
3 7 閣議決定された「中小企業憲章」を国会決議すること。この憲章の立場で、中小企業基本法を見直すこと。	○ 「中小企業憲章」は、中小企業の果たす経済的・社会的役割についての考え方を基本理念として示すとともに、中小企業政策に取り組むに当たっての基本原則や、政府の行動指針を定めたものであり、今後とも具体的な施策展開等を注視してまいります。		

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 8
要 望 内 容	回 答		
<p>3 8 2 0 1 2 年度 末 まで と さ れ て い る 「 中 小 企 業 金 融 円 滑 化 法 」 を 延 長 す る こ と 。</p>	<p>○ 中 小 企 業 金 融 円 滑 化 法 に つ い て は ， 中 小 企 業 の 資 金 繰 り に 大 き な 役 割 を 果 た し た と 考 え て お り ま す 。</p> <p>一 方 で ， 経 営 状 況 に 改 善 が 見 ら れ ず ， 貸 付 条 件 変 更 を 繰 り 返 す 中 小 企 業 者 が 増 加 す る な ど ， 必 ず し も 企 業 の 体 質 強 化 に つ な が っ て い な い 側 面 も あ り ， 同 法 の 終 了 後 は ， 金 融 支 援 に 加 え ， 経 営 支 援 が よ り 重 要 に な る も の と 認 識 し て お り ， 国 に 対 し て ， 同 法 終 了 後 に お け る 中 小 企 業 支 援 の 充 実 を 要 望 し て お り ま す 。</p> <p>ま た ， 本 市 で は ， 同 法 終 了 を 見 据 え て ， 金 融 支 援 と 経 営 支 援 の 一 体 的 取 組 を 進 め ， 中 小 企 業 の 経 営 力 の 強 化 を 図 る た め ， 府 と 共 同 で 「 中 小 企 業 緊 急 経 営 あ ん て い 融 資 」 を 平 成 2 4 年 1 1 月 に 創 設 し た と こ ろ で す 。</p> <p>○ 平 成 2 4 年 4 月 に は ， 本 市 と 京 都 商 工 会 議 所 等 の 中 小 企 業 向 け 相 談 窓 口 を 一 元 化 し ， 市 内 5 箇 所 の 相 談 窓 口 に 新 た に 1 0 名 の 経 営 支 援 員 を 配 置 し ， 厳 し い 経 営 環 境 に あ る 中 小 企 業 の 経 営 ・ 金 融 支 援 に 当 っ て お り ま す 。</p> <p>今 後 も 引 き 続 き ， 中 小 企 業 の ニーズ を 踏 ま え た 支 援 施 策 の 充 実 に 努 め ， 中 小 企 業 を 下 支 え か ら 成 長 発 展 ま で 幅 広 く サ ポー ト し て ま い り ま す 。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	39
要 望 内 容	回 答		
<p>39 「緊急雇用創出事業」を継続実施し、「ふるさと雇用再生特別事業」に代わる新たな事業を創設すること。</p>	<p>○ 「緊急雇用創出事業」については、これまでから、切れ目ない予算編成を行い、介護・福祉、観光、産業振興、農林、教育など、幅広い分野において雇用創出に取り組んできております。</p> <p>本事業は、平成24年度で終了する予定であったため、本市では、事業の実施延長や財源の積み増しを国へ要望してまいりました。その結果、平成24年11月30日に、国において財源の積み増しが決定され、平成25年度も継続して事業を実施できることとなりました。</p> <p>予断を許さない雇用情勢の中、引き続き、国に対して「緊急雇用創出事業」の実施延長や財源の積み増しを要望するとともに、「ふるさと雇用再生特別基金事業」に代わる、地域の雇用再生、継続的な雇用機会の創出につながる新たな事業の創設等を要望してまいります。</p> <p><b>(平成25年度予算額)</b>  ・緊急雇用創出事業 1,060,000千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成24年 6月 京都府等とともに、国に対して、地域の創意工夫を活かした雇用対策の推進を要望  国に対して、緊急雇用対策等の更なる充実を要望  12月 国に対して、経済対策等により設置された基金の継続・拡充を要望</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 0
要 望 内 容	回 答		
4 0 自治体の機能と役割，住民自治と地域経済を破壊する道州制を導入しないこと。	<p>○ 都道府県の区域を越えた行政課題や政策立案の必要性が増大している中で，あるべき広域自治体の姿として，広域的な行政課題等への総合的な対応が可能となり，かつ，中央集権型社会から地方分権型社会への転換に貢献する道州制を導入することが望ましいと考えております。</p>		



平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 1
要 望 内 容	回 答		
<p>4 1 「一括交付金化」による国庫補助負担金の廃止・縮小はやめること。地方自治体への財源対策は後退させず拡充すること。</p>	<p>○ 真の分権型社会の実現を目指して創設された「地域自主戦略交付金」は、平成 2 4 年度から指定都市にも導入されましたが、必要な総額が確保されないといった大きな課題があったことから、本市では、所要額の確保や交付額算定方法の見直しを求めてまいりました。</p> <p>○ また、地域自主戦略交付金については、あくまでも、税源移譲までの経過措置とし、税源移譲までの行程を明確にするとともに、国の財源捻出を目的とした縮減を行うことのないよう、他の指定都市とも共同で強く要望してきたところです。</p> <p>○ 地域自主戦略交付金の廃止に当たっては、地域経済に悪影響を与えることのないよう事業の継続性に配慮するとともに、地方の意見を十分反映するものとしていただくことが不可欠です。</p> <p>○ 地方税財政の拡充強化については、今後とも、本市独自又は他の指定都市と共同で、国に対し、強く求めてまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 2 4 年 4 月 指定都市を対象にした地域自主戦略交付金が導入  5 月 「地域自主戦略交付金」に関する指定都市市長会の緊急意見  6 月 国の予算・施策に関する提案・要望（京都市）  7 月 平成 2 5 年度国の施策及び予算に関する提案（指定都市）  7 月 地域主権改革の推進に向けた指定都市市長会意見  8 月 「地域自主戦略交付金」の国家予算確保に向けた要望（指定都市）  9 月、1 0 月 政権公約に対する指定都市市長会要請  1 0 月 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 2 5 年度）（指定都市）</p>		

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	4 2
要 望 内 容	回 答		
<p>4 2 財政健全化法を廃止すること。地方交付税を大幅に増額し、自治体への財源保障機能を果たすこと。</p>	<p>○ 財政健全化法は、一般会計のみならず、公営企業等も含めた財政全般の健全性を客観的に評価し、早期に是正を促す機能を有するものであり、連結の視点を強く意識し、未来に責任を持った財政運営を行ううえで意義あるものと認識しております。</p> <p>○ 真の分権型社会の実現には、抜本的な権限と税財源の移譲と併せ、税源の偏在による地域間格差を是正する財政調整機能や財源保障機能を充実することが極めて重要であり、これまでから、地方交付税の総額確保や法定率の引上げなど、大都市の実態を反映させた地方交付税制度の見直しについて、国に強く求めてきております。また、地方交付税の地方への配分に当たっては、引き続き地域の実情にきめ細かく配慮した配分を強く求めてまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成 2 4 年 6 月 国の予算・施策に関する提案・要望（京都市）  7 月 平成 2 5 年度国の施策及び予算に関する提案（指定都市）  1 0 月 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 2 5 年度）（指定都市）</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 3
要 望 内 容	回 答		
<p>4 3 廃止された老年者控除・年少扶養控除を復活し、削減された配偶者特別控除・一般扶養控除・特定扶養控除・公的年金控除をもとにもどすこと。配偶者控除を廃止しないこと。</p>	<p>○ 個人所得課税における所得控除は、納税義務者の個々の事情に応じて税負担を調整するために設けられているものであり、その見直しについては、税負担の在り方や税体系の整合性の観点のほか、国民生活や地方自治体等に与える影響を踏まえ、国において総合的に判断された結果と認識しています。</p> <p>○ 平成 2 4 年度税制改正大綱においては、配偶者控除について、引き続き、抜本的に見直す方向で検討することとされましたが、平成 2 5 年度税制改正大綱においては、具体的に取り上げられておりません。今後とも、国における議論の動向を注視してまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 1 4 年 1 2 月 平成 1 5 年度税制改正大綱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者特別控除のうち控除対象配偶者について上乗せして適用される部分を廃止</li> </ul> <p>平成 1 5 年 1 2 月 平成 1 6 年度税制改正大綱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金等控除のうち年齢 6 5 歳以上の者に対して上乗せして適用される措置を廃止</li> <li>・ 老年者控除を廃止</li> </ul> <p>平成 2 1 年 1 2 月 平成 2 2 年度税制改正大綱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年少扶養控除を廃止</li> <li>・ 特定扶養控除のうち 1 6 歳以上 1 9 歳未満の者について上乗せして適用される部分を廃止</li> </ul> <p>平成 2 2 年 1 2 月 平成 2 3 年度税制改正大綱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年扶養控除（2 3 歳から 6 9 歳までの成年を控除対象とするもの）について、一律に適用してきた対象を見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>※ この見直しについては、実施が見送られた。</li> </ul> </li> <li>・ 配偶者控除について、同控除をめぐる様々な議論や社会経済況の変化等を踏まえながら、平成 2 4 年度税制改正以降、抜本的 (次ページに続く)</li> </ul>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 3
要 望 内 容	回 答		
	<p>に見直す方向で検討 平成 2 3 年 1 2 月 平成 2 4 年度税制改正大綱</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・配偶者控除については、配偶者控除を巡る様々な議論，課税単位の議論，社会経済状況の変化等を踏まえながら，引き続き，抜本的に見直す方向で検討</li></ul>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 4
要 望 内 容	回 答		
<p>4 4 労働者派遣法の抜本改正を行い，正規雇用を基本とすること。とりわけ製造業への派遣を全面的に禁止すること。</p>	<p>○ 労働者派遣法については，改正法が平成 2 4 年 1 0 月 1 日に施行され，日雇派遣の原則禁止，無期雇用への転換推進措置の努力義務化等の改正がなされたところです。</p> <p>本市としては，今後とも法改正による影響を注視してまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 5
要 望 内 容	回 答		
4 5 最低賃金を全国一律で時給 1 0 0 0 円以上に引き上げること。実施にあたっては中小企業を支援すること。	○ 最低賃金は、働く人々のセーフティネットとしての役割を担っており、国及び最低賃金審議会において決定されております。最低賃金の改定にあたっては、国において中小企業への適切な支援がなされ、より有効に機能するよう、必要に応じて要望してまいります。		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 6
要 望 内 容	回 答		
4 6 大企業・高額所得者に対する減税をやめ、応分の負担を求めること。	<p>○ 個人や法人の所得課税の在り方については、国において累次の税制改正により、景気の動向や経済のグローバル化等に対応し、持続的な経済活性化を実現する観点から、適宜見直されてきたところです。</p> <p>所得、消費、資産課税などの税負担の在り方を含めた税体系全般については、歳出改革の徹底や、社会保障制度その他の公的サービスとそれを支える国民の負担の在り方などと併せた幅広い検討が不可欠であり、今後、十分な国民的論議が必要であると考えています。</p> <p>○ なお、平成 2 5 年度税制改正大綱においては、格差是正や所得再配分機能の回復の観点から、所得税の最高税率の引上げを行うとされ、その際、平成 2 6 年 4 月からの消費税率の引上げや、平成 2 5 年からの復興特別所得税による負担増等にも配慮し、特に高い所得階層に絞って一定の負担額を求めることとし、平成 2 7 年から、現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得 4, 0 0 0 万円超について 4 5 % の税率を設けることにされました。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 7
要 望 内 容	回 答		
<p>4 7 2 0 2 0 年までに温室効果ガスを 9 0 年比 3 0 % に削減する地球温暖化対策基本法の早期制定を国に求めること。</p>	<p>○ 地球温暖化対策において、市民や事業者の「地域力」を活かした取組が効果を上げるためには、全国レベルでの抜本的な対策が不可欠であることから、引き続き、国に対し、地球温暖化対策の強化を積極的に提言してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 3 年 6 月 国家予算要望として「再生可能エネルギーの導入拡大及び環境にやさしいライフスタイルの転換を促す施策の強化」を要望</p> <p>1 2 月 平成 2 4 年度政府予算案において、本市の要望項目である再生可能エネルギーの導入拡大、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すための人材育成及び実勢行動の積極的な推進等に関する地球温暖化対策事業が盛り込まれた。</p> <p>平成 2 4 年 6 月 国家予算要望として「原子力発電に依存しないための再生可能エネルギーの利用拡大と電力事業の自由化の推進」を要望</p>		



平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	4 8
要 望 内 容	回 答		
4 8 憲法を逸脱し、生存権をふみにじる「社会保障制度改革推進法」は撤回すること。	<p>○ 社会保障制度改革推進法は、人口減少社会の到来や急激な少子高齢化に伴う社会保障経費の増大など我が国を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平成 2 4 年 8 月に成立したところです。</p> <p>○ 具体的な改革の全体像については、内閣に設置された「社会保障制度改革国民会議」における議論の中で明らかにされることから、国の動向を注視するとともに、市民生活や福祉の現場の最前線に立つ基礎自治体として、国に対して必要な提言を行ってまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)  平成 2 4 年 8 月 1 0 日 社会保障制度改革推進法成立  1 1 月 3 0 日 第 1 回社会保障制度改革国民会議開催</p>		

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	4 9
要 望 内 容	回 答		
4 9 医師，看護師の養成数を拡大すること。診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げること。	<p>○ 本市における人口当たりの医師・看護師数は，政令指定都市の中でも高い水準にありますが，医師については産婦人科医など特定の診療科目において，看護師については高齢者の増加や診療報酬改定等に伴う需要の増大により，それぞれ不足がみられるところであり，大都市衛生主管局長会議等において，確保対策を推進するよう国に要望しております。</p> <p>○ 診療報酬については，中央社会保険医療協議会の答申を受けて厚生労働大臣が決定するものであり，改定の動向については今後とも注視してまいります。</p> <p>○ 介護報酬については，人材の確保が図られるよう，適切な設定について国に要望してきたところであり，平成 2 4 年度に 1. 2 % の引き上げが行われております。</p> <p><b>(平成 2 5 年度 予算 額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護師等養成所運営補助 5 9, 4 0 6 千円</li> <li>・ 京都市看護師修学資金融資制度 4, 7 0 6 千円</li> <li>・ 看護師確保対策事業 2, 5 0 0 千円</li> </ul>		

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	5 0
要 望 内 容	回 答		
<p>5 0 介護保険制度の国庫負担割合をただちに 3 5 % に引き上げ，計画的に 5 0 % に引き上げること。軽度認定者に対する介護給付の削減を行わないこと。介護職員の労働条件を改善させること。</p>	<p>○ 国庫負担割合については，介護保険制度が全国一律の社会保険制度であることから，国の責任において，全国一律の考え方にに基づき適切な措置が取られるべきであると考えております。</p> <p>今後とも，他都市とも連携し，様々な機会を捉えて国に対して十分かつ適切な財政措置を講じるよう要望してまいります。</p> <p>○ 介護保険給付のあり方については，現在，国において，重度化予防・介護予防が課題となっていることを踏まえ，給付の内容や方法についての検討の必要性が指摘されていることから，今後の国の動向を注視するとともに，必要に応じて，国に対して要望してまいります。</p> <p>○ 介護労働者の処遇改善については，平成 2 3 年度末をもって廃止された介護職員処遇改善交付金に替わって，平成 2 4 年度から，介護報酬において処遇改善措置を実施する場合には確実に介護職員の処遇改善に充てられるよう，介護職員処遇改善加算が新設されております。</p> <p>制度改正後の状況については，国において実施予定の介護従事者処遇改善状況等調査の結果を注視するとともに，介護従事者の処遇改善が確実に図られるよう，引き続き，国に対して要望してまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	5 1
要 望 内 容	回 答		
<p>5 1 国民健康保険に対する国庫負担金を増額すること。全ての国保加入者に、正規の保険証を交付すること。</p>	<p>○ 国保は、財政基盤がぜい弱であるという構造的な問題を抱えており、本市も含む多くの市町村において、その運営は限界に達しております。本市としては、引き続き、国の財政責任の下での全ての国民が加入する医療保険制度の一本化の早期実現と、それまでの間の財政措置の拡充を国に対して強く要望してまいります。</p> <p>○ 本市では、保険料を滞納されている方に対して、可能な限り接触を図り、条例減免制度の活用を含めたきめ細かな納付相談を行っております。そのうえで、納付意思を示されず、特別な理由もなく長期にわたって保険料を滞納されている方に対して、法令に基づき、短期証・資格証明書を交付することは、被保険者間の公平性を確保する観点からもやむを得ないものと考えております。</p> <p><b>(平成 2 5 年度 予算 額)</b>  ・国民健康保険事業特別会計 1 5 0, 8 4 4, 0 0 0 千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成 2 4 年 7 月 本市の「平成 2 5 年度 国の予算・施策に関する提案・要望について」により要望  政令指定都市国保・年金主管部課長会議の「国民健康保険に関する要望書」により要望  大都市民生主管局長会議の「社会福祉関係予算に関する提案」により要望  8 月 近畿都市国民健康保険者協議会の「国民健康保険に関する要望書」により要望</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	5 2
要 望 内 容	回 答		
5 2 国保一元化・広域化はしないこと。高齢者差別の医療制度はやめること。	<p>○ 国保の都道府県単位での一元化・広域化については、医療保険制度の一本化に向けた第一歩であると考えております。本市としては、被保険者が将来にわたって安心して医療を受けられる制度となるよう、国及び府に対して、必要な要望を行ってまいります。</p> <p>○ 今後の高齢者医療制度の在り方については、国が設置した「社会保障制度改革国民会議」において検討し、結論を得るとされていることから、その動向について注視してまいります。</p> <p><b>(平成 2 5 年度 予算額)</b>  ・ 後期高齢者医療特別会計 1 6, 8 0 4, 0 0 0 千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成 2 4 年 8 月 「社会保障制度改革推進法」(「社会保障制度改革国民会議」の設置に係る根拠法) 施行  1 1 月 「社会保障制度改革国民会議」 発足</p>		

## 要 望 内 容

## 回 答

5 3 生活保護の財源に国が責任を持つこと。扶養義務の範囲の拡大はしないこと。保護基準の引き下げや医療費一部負担、有期保護の導入は行わないこと。雇用保険・医療保険・年金など社会保障制度の改善を図り、国民生活を底上げすること。

- 生活保護制度は憲法第 2 5 条の理念に基づく社会保障の根幹をなすナショナルミニマムとして、本来国の責任において実施され、その経費は全額国が負担すべきものと認識しており、本市としては、本市独自に、また、他の政令指定都市とともに機会を捉えて継続的に国に要請しているところです。
- 生活保護制度の見直しについては、社会保障制度全般を含めた制度の抜本的な改革の中で整合したものとなるべきであり、国の動向に注視しつつ、必要な提言を行ってまいります。
- こうした中、医療費の一部負担については、医療扶助の適正化のためには患者本人が社会保険等の被保険者と同様のコスト意識を持っていただくことが必要と考えており、世帯の最低生活費を保障したうえで、積極的に導入していくべきと考えています。
- 生活保護基準については、国が、現行の基準について専門的かつ客観的に評価・検証を行うため、平成 2 3 年 4 月に社会保障審議会生活保護基準部会を設置し、5 年に一度の生活保護基準の見直しに着手し、平成 2 5 年 1 月 1 8 日に同部会の報告書が公表されました。そのうえで、平成 2 5 年 1 月 2 9 日に生活扶助基準の見直しを内容とする平成 2 5 年度予算案が閣議決定されたところです。  
しかし、具体的な基準そのものの詳細は不明であるため、本市としては、引き続きその動向を注視してまいります。
- また、生活保護の実施に当たっては、生活保護受給者本人が自らの意思で自立を目指し、自己の能力等を最大限活用することが極めて重要と考えており、稼働可能な者に対しては目標となる期間を設定して集中的かつ強力な就労支援を実施する仕組みを実現することは必要と考えています。
- 本市においては、これまでから老後の所得保障の柱となる公的年金の給付について  
(次ページに続く)

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	5 3
要 望 内 容	回 答		
	<p>て、内容が改善され、充実したものとなるよう、国に対し要望しております。</p> <p>今後、医療や年金などの社会保障制度改革について、国が設置した「社会保障制度改革国民会議」において検討し、結論を得るとされていることから、その動向について注視してまいります。</p> <p><b>(平成 2 5 年度 予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護扶助費 7 8, 9 7 5, 0 0 0 千円</li> </ul>		





平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	5 5
要 望 内 容	回 答		
<p>5 5 「応益負担」を残し障害を自己責任・家族責任とする，障害者総合支援法を撤回し，当面，障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会が示した「骨格提言」を盛り込んだ新法をつくること。</p>	<p>○ 障害者自立支援法に代わり，サービスの利用者負担を応能負担とする「障害者総合支援法」が，平成 2 5 年 4 月から順次施行される予定であり，本市としては，利用者や事業者，地方公共団体に過度の負担を生じない，また，将来にわたって安定し，利用者に分かりやすい制度となるよう，他の政令指定都市とも連携しながら，必要な意見を積極的に述べてまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	5 6
要 望 内 容	回 答		
5 6 高校教育の無償化を継続すること。私立高校も無償化をめざすこと。朝鮮学校にも無償化措置を適用すること。	<p>○ 平成 2 2 年 4 月からは、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等修学支援金の支給に関する法律」の施行に伴い、公立高等学校では、原則として授業料を徴収しないこととしております。</p> <p>○ 私立高等学校等については、国の就学支援金制度により、教育費負担を軽減することとしております。また、平成 2 2 年度から国の制度に上乗せした、京都府の「私立高等学校あんしん修学支援事業」により、年収 5 0 0 万円程度までの世帯の実質無償化が図られております。今後とも、国及び京都府に対して高校教育無償化の継続を要望してまいります。</p> <p>○ また、朝鮮学校等の各種学校は京都府の所管であり、本市に無償化措置の適用の可否を判断する権限はありません。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b>  平成 2 2 年度から「私立高等学校あんしん修学支援事業」(京都府制度)を実施  ・生活保護世帯 …授業料全額無償化  ・年収 5 0 0 万円未満程度の世帯 …府内平均授業料(6 5 万円)まで実質無償化  ・年収 5 0 0 万円～9 0 0 万円程度の世帯 …年間 1 6 8, 8 0 0 円を負担  ・年収 9 0 0 万円程度以上の世帯 …年間 1 1 8, 8 0 0 円</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	5 7
要 望 内 容	回 答		
5 7 3 0 人以下学級を早期に実現すること。	<p>○ 本市では、独自予算による小学 1・2 年生での 3 5 人学級、中学 3 年生での 3 0 人学級を全国に先駆けて実施してきたところです。</p> <p>○ 一方、文部科学省では平成 2 3 年度に小学校 1 年生での 3 5 人学級を法制化し、平成 2 4 年度には小学校 2 年生の 3 5 人学級に必要な配措置を行いました。独自予算で実施していない地方自治体のみが対象となり、本市は加配対象外とされたところです。</p> <p>○ また、文部科学省は、平成 2 5 年度からの 5 年間に、段階的に約 3 万人の教職員を加配措置していくことを柱とした教職員定数改善計画案を発表しましたが、一方で、財務省は、児童生徒数の減少を踏まえ、平成 2 5 年度からの 5 年間で 1 万人の教職員定数を減少させる案を示すなど、今後の定数改善の動向については不透明な状況にあり、平成 2 5 年度予算では、小人数学級の充実は措置されませんでした。</p> <p>○ 本市の厳しい財政状況の下、少人数教育の更なる拡大には、国及び京都府の財政措置が不可欠であり、今後とも、定数改善について強く要望してまいります。</p> <p><b>(平成 2 5 年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学 2 年生における 3 5 人学級の実施 1 9 3, 2 0 0 千円</li> <li>・中学 3 年生における 3 0 人学級の実施 4 4 8, 2 0 0 千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 1 5 年 小学校 1 年生における 3 5 人学級を実施</li> <li>平成 1 6 年 小学校 2 年生における 3 5 人学級を実施</li> <li>平成 1 9 年 中学校 3 年生における 3 0 人学級を実施</li> </ul>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	5 8
要 望 内 容	回 答		
<p>5 8 「子ども・子育て新システム」は保育における公的責任の放棄・規制緩和を一層すすめるものであり、導入しないこと。</p>	<p>○ 国においては、平成 2 4 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が可決・公布され、今後、乳幼児期の保育や学校教育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととされました。</p> <p>本市としては、今後も引き続き、十分な保育の質の確保や、地方財政への配慮など、全ての子どもの健やかな育ちが保障されるよう、国に対して必要な要望を行ってまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	5 9
要 望 内 容	回 答		
<p>5 9 年金について以下の点を改善すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金受給資格期間の短縮，最低保障年金制度の創設で，無年金の解消・低年金の底上げをはかること。</li> <li>年金給付額の削減や支給開始年齢の引き上げはしないこと。</li> </ul> <p>・消えた年金問題を早期に解決すること。</p>	<p>○ 将来の無年金・低年金の発生を予防し，国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から，国民年金の未納保険料を追納できる期間を2年から10年に延長する「年金確保支援法」が施行されました。また，将来の無年金者救済を目的に，受給資格期間が現行の25年から10年に短縮される「年金機能強化法」が公布されました。</p> <p>今後，公的年金制度について，国が設置した「社会保障制度改革国民会議」において検討し，結論を得るとされていることから，その動向について注視してまいります。</p> <p>○ 年金記録問題については，「国家プロジェクト」として集中的に取り組むことで，紙台帳等の記録とコンピュータ記録との突合作業が平成25年度中を目途に終了する見込みとされています。本市としても，国と連携して，年金記録問題の早期の解決に向けて取り組んでまいります。</p> <p><b>(平成25年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金事務費 79,056千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成24年8月 「公的年金制度の財政基盤及び最低保証機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（年金機能強化法）」成立・公布</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 0
要 望 内 容	回 答		
<p>6 0 公営交通事業，上下水道事業に押しつけている「独立採算制」をやめること。高利率の企業債の借り換えについては，5 %以下のものも含めて要件緩和・枠拡大を行うこと。交通・上下水道事業の消費税は非課税にすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公営交通事業については，地方公営企業法に基づき，サービス等の効果が特定の個人に帰属するものとして，サービス等の提供に要する経費を，料金として徴収することが原則とされていますが，行政上必要な施策に対しては，国の支援や一般会計から適切な負担を得て運営しています。</li> <li>○ 上下水道事業については，国に対して財政支援を求めながら，独立採算制により事業を運営していくことが妥当であると考えており，地方公営企業法の改正について国に働き掛ける考えはございません。</li> <li>○ また，高金利の企業債の借換えについては，これまでからも国に対して求めてきたところであり，今後も引き続き，強力に要望してまいります。</li> <li>○ 消費税の取扱いについては，国の税制の根幹を成すものであり，制度の趣旨に則り，適切に対応してまいります。</li> </ul>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 1
要 望 内 容	回 答		
6 1 地下鉄建設・維持管理・安全対策・施設更新に対する国の補助制度を抜本的に改善すること。	<p>○ 地下鉄建設等に対する国の補助制度の改善については、平成 2 4 年 6 月に「平成 2 5 年度 国の予算・施策に関する提案・要望」において、「鉄道施設の安全対策及び長寿命化等を目的とした既設線の改修・更新事業に対する補助制度の拡充」を要望しており、今後も引き続き、強力に要望してまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 2
要 望 内 容	回 答		
<p>◆市民のくらしと営業を守る市政運営を 6 2 市民生活を破壊し、自治体を変質させる「京プラン」実施計画を撤回すること。</p>	<p>○ 平成 2 4 年 3 月に策定した「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画においては、「いのちとくらしを守る戦略」をはじめとする「1 1 の重点戦略」の推進とともに、京都の未来を切り拓き、市民の暮らしをしっかりと守るため、これを支える財政基盤の確立に向けた具体的な取組をお示ししております。</p> <p>○ 今後とも、実施計画に基づく取組の着実な推進により、市会の御議決を得て策定した「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」に掲げる「京都の未来像」の実現を図り、市民の安心、安全な生活をしっかりと支えてまいります。</p>		



平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 3
要 望 内 容	回 答		
<p>6 3 「京プラン」実施計画にもとづく職員削減，非正規への置き換えをやめ，必要な部署へ必要な人材を配置し，市民サービスの向上をはかること。</p>	<p>○ 市民の安心・安全な生活を支え，将来にわたり必要な施策・事業を実施できるよう，持続可能かつ機動的な財政運営を確立するため，「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画において，行財政の構造改革の推進を掲げております。</p> <p>今後も引き続き，行政部門ごとにメリハリをつけた「部門別定員管理計画」により，本市の都市特性を踏まえた水準の高い行政サービスの維持や，重要政策の推進に的確に応えながら，組織や業務の徹底した効率化を行うなど，職員数の更なる適正化を推進します。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 4
要 望 内 容	回 答		
<p>6 4 直ちに国民健康保険料を値下げすること。保険料減免制度を拡充すること。資格証明書・短期証の発行をやめ、正規の保険証を交付すること。生活維持費・学資保険の差し押さえはやめること。</p>	<p>○ 本市国保においては、医療費の伸びに伴い、被保険者の保険料負担が限界に達しつつあるという現状を踏まえて、平成 2 5 年度予算編成において、本市の厳しい財政状況の中、一般会計繰入金（財政支援分）を平成 2 4 年度同額の 7 6 億 7 7 百万円確保するとともに、昨年以上の交付が見込まれる前期高齢者交付金の活用や、後発医薬品差額通知の新規実施など医療費適正化に係る取組の推進などにより、保険料率を平成 2 4 年度と同率に据え置くこととしました。</p> <p>○ このことにより、被保険者の所得が前年度と同額なら保険料も同額となるため、被保険者にとってわかりやすい保険料の設定になるとともに、結果として、一人当たり平均保険料が引き下がることとなります。</p> <p>○ 本市においては、独自の条例減免制度を設け、保険料の納付が困難な世帯に対して、きめ細かな相談を行っております。また、平成 2 2 年度には非自発的失業者に係る軽減制度を創設して失業等による保険料の納付困難世帯に対する負担軽減を図っています。本市国保の危機的な財政状況を鑑みますと、これ以上の減免制度の拡充は困難な状況にあります。</p> <p>○ 本市では、保険料を滞納されている方に対して、可能な限り接触を図り、条例減免制度の活用を含めたきめ細かな納付相談を行っております。そのうえで、納付意思を示されず、特別な理由もなく長期にわたって保険料を滞納されている方に対しては、被保険者間の公平性を確保する観点からも、法令に基づき、短期証・資格証明書を交付することはやむを得ないものと考えております。</p> <p>○ 納付資力があながら、特別な理由もなく保険料を滞納されている方に対して、法令に基づき、差押等の滞納処分を実施することは、被保険者間の負担の公平性の確保のため、やむを得ないものと考えております。また、本市国民健康保険が滞納処分の根拠としている国税徴収法等では、差押禁止財産が規定されていますが、学資保険は差押禁止財産とされておらず、学資保険のみを他の財産と区別して取り扱う合理的な理由は無いものと考えております。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 5
要 望 内 容	回 答		
<p>6 5 国保の一部負担金減免制度は収入基準額を引き上げ、拡充すること。申請に当たっては、資産報告書の提出や保険料の納付を要件としないこと。</p>	<p>○ 災害その他特別の理由により一部負担金の支払いが困難な世帯に対しては、本市独自に条例等に規定を設け、一部負担金減免の取扱いを行っております。承認に係る収入基準額につきましても、国の定める収入基準である「生活保護基準額」よりも広い「生活保護基準額の1.3倍」等の基準を設けております。</p> <p>また、平成22年9月に国から一部負担金減免に係る取扱いに関する一定の基準が示され、その基準に該当するものについては、減免額に対して特別調整交付金が交付されることとなっております。本市では、同交付金の対象となる場合について、保険料の納付を要件としないこととするよう、平成22年12月1日付けで取扱いを一部拡充しております。</p> <p>○ 一部負担金減免の適用に当たっては、他の被保険者との負担の公平性の観点から、収入及び資産等の状況も含め、総合的に判断しているものであり、一部負担金の支払いが可能な預貯金等を所有している方には、その活用をお願いしております。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 6
要 望 内 容	回 答		
6 6 子どもの医療費は、小学校卒業まで通院も無料にすること。	<p>○ 子ども医療費支給制度については、厳しい財政状況の下、平成 2 4 年 9 月から、通院について、対象を小学校卒業まで拡充（月 3, 0 0 0 円の自己負担）し、実施しているところです。</p> <p>小学校卒業まで入院も通院も無料にすることについては、多大な経費が必要であると見込まれるため、厳しい財政状況において、実施は極めて困難であると考えております。</p> <p><b>(平成 2 5 年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども医療費支給事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療費 1, 7 0 8, 0 0 0 千円</li> <li>事務費 1 1 6, 3 1 6 千円 <b>【充実】</b></li> </ul> </li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

6 7 民間保育園「プール制」は元の制度に戻すこと。プール制職員配置基準の条例化に伴う必要予算を確保し、市の公的責任を果たすこと。市営保育所の民間移管は行わないこと。

○ 現在のプール制は、プール制検討委員会の議論を踏まえ、民営保育園の創意工夫や市民ニーズにこたえる取組が評価される仕組みとして構築されたものであり、引き続き多様な保育ニーズに応えることのできる保育所運営ができる制度として運用してまいります。

なお、保育所におけるプール制の歳児別配置基準の条例制定に伴い、プール制補助金から保育所運営費へ予算を組み替えておりますが、平成 2 5 年度予算では、プール制予算総額の確保に努め、平成 2 4 年度の約 4 1 億円から約 4 2 億円に増額しております。

○ 市営保育所のあり方については、平成 2 3 年 1 2 月に本市に提出された京都市社会福祉審議会「福祉施策のあり方検討専門分科会」における最終意見を踏まえて、平成 2 4 年 5 月に「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」を策定したところであります。この基本方針に基づき、市営保育所としての役割と機能を明確にしつつ、民間保育園への移管を適切に進めてまいります。

**(平成 2 5 年度予算額)**

- ・プール制補助金 2, 4 6 5, 1 8 9 千円
- ・定員弾力化対策費 1 7 6, 2 6 0 千円
- ・市加算運営費・民間施設給与等改善費 1, 8 0 9, 8 4 8 千円

## 要 望 内 容

## 回 答

6 8 市民税軽減措置を廃止せず，拡充すること。

○ 個人市民税の軽減措置の見直しについては，制度創設時からの状況の変化を踏まえ，また，今日の厳しい社会経済情勢の中，市民生活へ与える影響などを十分に考慮し，慎重に判断してまいります。

なお，一定の低所得者等に対しては既に軽減措置が講じられていることや，税の公平性・中立性や社会情勢の変化等を勘案して市税全般について軽減措置の見直しを進めていることなどから，市民税の減免措置を拡充するのは困難であると考えています。

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 9
要 望 内 容	回 答		
6 9 仕事おこしと地域経済活性化につながる住宅リフォーム助成制度を創設すること。	○ 住宅改修に関する助成については、これまで耐震・バリアフリー・省エネ等を目的とした制度を創設・充実してきたところですが、これらに加えて、一般的な住宅改修を対象とした新たな助成制度を創設することについては、本市の厳しい財政状況から、大変困難と考えております。		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	7 0
要 望 内 容	回 答		
7 0 「中小企業振興基本条例」（仮称）を制定し、中小企業振興計画を策定すること。	<p>○ 本市では、国の中小企業政策の基本理念として閣議決定された「中小企業憲章」の内容を十分に踏まえ、本市における産業振興の方向性と重点戦略等を示した「京都市新価値創造ビジョン」を平成 2 3 年 3 月に策定しました。</p> <p>今後とも、国、京都府、経済団体、産業支援機関等との連携の下、中小企業の声を広く聴き、ビジョンに掲げた取組を推進するとともに、「中小企業振興条例」（仮称）の制定については、引き続き、他都市の状況及び条例の効果等について調査・研究してまいります。</p>		



平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	7 1
要 望 内 容	回 答		
7 1 低入札の防止，適正価格の確保をすすめるために，入札制度のさらなる改善を行うこと。	<p>○ 本市においては，これまでからも様々なダンピング対策に取り組んでおり，平成 2 4 年 6 月には，最低制限価格の適用範囲の大幅な拡大を行うなど，徹底的な入札制度改革を実施しております。</p> <p>今後も引き続き，しっかりと取り組んでまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>ダンピング防止のための制度改革（平成 2 0 年度以降）</p> <p>平成 2 1 年 2 月 最低制限価格制度の適用対象の拡大等 （予定価格 1, 0 0 0 万円以下→5, 0 0 0 万円以下）</p> <p>6 月 低入札で契約した場合の入札参加制限の導入等</p> <p>平成 2 2 年 6 月 低入札価格調査を経て契約を締結した場合の対応の強化  <span style="font-size: 2em;">[</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle;">前払金の引下げ      4 割→2 割</span>  <span style="display: inline-block; vertical-align: middle;">契約保証金の引上げ   1 割→3 割</span> <span style="font-size: 2em;">]</span></p> <p>測量及び地上物件調査業務委託における最低制限価格制度の導入等</p> <p>平成 2 3 年 6 月 最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定方法の変更 （平成 2 3 年 4 月の国の制度改革に準拠）</p> <p>平成 2 4 年 1 月 低入札で契約した場合の入札参加制限の強化 （入札参加制限措置を共同企業体による入札にも適用）</p> <p>6 月 最低制限価格制度の適用範囲の拡大 （予定価格 5, 0 0 0 万円以下→2 億円以下）</p> <p>低入札価格調査制度における失格基準の導入</p> <p>低入札調査基準価格等の事後公表</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	7 2
要 望 内 容	回 答		
<p>7 2 公契約条例を早急に制定し，雇用・賃金の確保，地元発注，委託サービスの質の向上を促進すること。国に公契約法の制定を求めること。</p>	<p>○ 公契約基本条例については，平成 2 4 年度当初に，条例制定に向けて調査研究を進めるための庁内検討会議を設置しました。現在，市内中小企業の受注機会の拡大や適正な労働環境の確保に加え，「環境にやさしい都市づくり」や「真のワーク・ライフ・バランス」など，公契約を通じて多様な社会的価値の実現を目指す，京都ならではの総合的な条例とすべく，全ての関係局が参画し，政策推進や入札・契約等の 3 つのワーキンググループを設けて，精力的に調査・検討を進めております。</p> <p>庁内であらゆる視点からしっかりと検討を深め，そのうえで，学識経験者や業界，労働界をはじめ，幅広く市民の御意見をお聴きし，全国のモデルとなるような条例を目指してまいります。</p> <p>なお，国における公契約法の制定に関しては，今後もその動向を注視してまいります。</p> <p><b>(平成 2 5 年度予算額)</b>  ・公契約基本条例に関する調査 1, 0 0 0 千円【新規】</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	7 3
要 望 内 容	回 答		
7 3 中小企業を対象にした，貸し工場の家賃・光熱水費などの固定費の補助，固定資産税の減免，設備投資への助成などの緊急施策を実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中小企業の固定費については，健全な経済活動において，個々の事業者が自己の負担で対応すべきものであり，中小企業全般に対してこうした費用を幅広く助成すべき性質のものではないと考えております。</li> <li>○ 中小企業を対象とした固定資産税の減免措置を創設することについては，同税は，固定資産の保有という事実に着目し，その資産価値に応じて課税されるものであること及び税の公平性・中立性や社会情勢の変化等を勘案して市税全般について軽減措置の見直しを進めていることなどから，困難であると考えております。</li> <li>○ 中小企業の設備投資への助成については，企業立地促進助成制度や中小企業融資制度において，工場の建設や拡張の際などに実施しており，今後とも既存の制度を活用し，取り組んでまいります。</li> </ul>		

## 要 望 内 容

## 回 答

74 岡崎地域活性化ビジョンについては根本から見直し、京都会館の建物価値、京都市美術館、疏水などで形成された京都を代表する景観的・文化的価値を生かしたまちづくり計画に改めること。京都会館再整備にあたっては、基本設計を見直し、岡崎地区の景観・文化価値の向上に寄与する設計とすること。

○ 岡崎地域活性化ビジョンは、検討委員会でのオープンな議論と多くの市民意見・アイデアを盛り込み策定されたものであり、岡崎の優れた都市景観と多彩な地域資源をしっかりと継承し活かしながら、多くの人々を魅了する国際交流・文化観光拠点としての更なる発展を目指す夢のあるビジョンです。

今後とも、地元の施設・団体などで構成する官民地域連携組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」を中心に、多くの市民・関係者の皆様の理解と積極的な参加をいただきながら、世界の人々が集い、ほんものに出会う「京都岡崎」のまちづくりに取り組んでまいります。

○ 京都会館再整備については、これまでに様々な方から御意見をお聞きし、御理解を得ながら取り組んでまいりました。

京都会館の建物価値を最大限に引き継ぎ、市民や全国から来られる方々の期待に応えられるように必要十分な機能充実を行うことにより、これまで以上に文化芸術活動の拠点となるとともに岡崎地域の活性化にも寄与するよう再整備に取り組んでまいります。

## (平成25年度予算額)

・ 岡崎地域活性化ビジョンの推進	75,500千円
「京都岡崎魅力づくり推進協議会」の運営及び地域連携型魅力創出事業	30,000千円
神宮道歩行者専用化推進プロジェクト	45,500千円【充実】
・ 京都会館再整備事業	2,899,268千円

## (経過・これまでの取組等)

## &lt;岡崎活性化ビジョン&gt;

平成23年	3月	岡崎地域活性化ビジョン策定
	7月	「京都岡崎魅力づくり推進協議会」設立
	10月	「岡崎・あかりとアートのプロムナード」開催

(次ページに続く)

## 要 望 内 容

## 回 答

平成24年3～4月 「岡崎疏水・桜ライトアップ&十石舟夜桜運航」開催  
 5月 「地図で読む京都・岡崎年代史」の発行・販売開始  
 8月～ まち歩き連続講座「岡崎探険」の開始  
 9月 神宮道を楽しく歩ける空間とする社会実験「京都岡崎  
 レッドカーペット」開催  
 10月 「岡崎ときあかり～あかりとアートのプロムナード」  
 開催  
 12月 「無鄰菴煎茶会」開催

## &lt;京都会館再整備&gt;

平成14年度 耐震調査の実施  
 平成15年度 改修履歴等の整理  
 平成16年度 施設の劣化度調査及び利用者やプロモーターに対して施設  
 利用上のアンケートを実施  
 平成17年度 京都会館再整備検討委員会の開催（平成18年度まで6回  
 開催）  
 平成19年度 京都会館再整備に関する市民アンケートの実施  
 京都会館再整備機能改善性調査の実施  
 平成20年度 プロモーターへのニーズ調査  
 平成21年度 再整備基本構想素案作成  
 平成23年度 再整備基本計画策定  
 平成24年 6月 再整備基本設計完成  
 再整備請負工事入札公告  
 9月 第一ホール解体工事着手  
 10月 再整備工事請負契約締結

## 要 望 内 容

## 回 答

7 5 岡崎地域，島津三条工場につづく山ノ内浄水場跡地など，地区計画による高さ規制の緩和は，新景観政策に反するものであり，行わないこと。

○ 建築物の高さは，都市全体の景観形成や市街地環境，土地利用等に大きな影響を及ぼすものです。そのため，新景観政策における高さの規制の見直しでは，京都のグランドビジョンである「北部保全」「都心再生」「南部創造」のまちづくりを基本に，「三山の山並みや歴史的建造物との調和を図る景観の保全・形成の観点」，「良好な住環境の保全・整備の観点」，「商業，ものづくり，学術，文化，医療などの都市機能の充実の観点」の3つの観点を踏まえ，それぞれの市街地の特性に応じて建築物の高さを定めております。

○ 一方，高さ規制を一律的に運用すると，都市の硬直化を招くため，弾力的に運用することができるよう，地区計画の中の地区整備計画に，①建築物等の用途の制限，②壁面の位置の制限，③建築物等の高さの最高限度，④建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定めた場合に，これらの制限に適合する建築計画は高度地区の高さ制限を適用除外とする仕組みと，一定の要件を満たす敷地単位の建築計画について個別に高さ基準を超えることを許容する特例許可の2つの仕組みを，当初から新景観政策の中に組み込んでおります。

今後，地区計画の活用も含め，新景観政策における高さ規制について，市民や事業者の方々に分かりやすくお示しできるガイドラインを作成し，周知してまいります。

○ 山ノ内浄水場跡地については，地下鉄太秦天神川駅やサンサ右京を核とする新たな本市西部の拠点地区に隣接する本市所有の大規模用地であり，大学を中核とした複合用途機能の誘導や賑わいの創出を図ることにより，本市西部地域はもとより市全体の活性化に資する跡地活用を図るため，「京都市山ノ内浄水場跡地活用方針」を踏まえ，必要な都市計画の変更等を行ってまいります。

## 要 望 内 容

## 回 答

7 6 財界が「道州制への一里塚」と位置付ける関西広域連合から脱退すること。道州制推進首長連合から脱退すること。

- 関西広域連合においては、引き続き、京都市がこれまで培ってきた経験や、特色・強みをいかし、関西全体、日本全体の発展に貢献してまいります。
- 道州制については、国民に見える形で積極的に議論していくことが重要であり、「道州制推進知事・指定都市市長連合」等の活動を通じて、国民的な議論が巻き起こるよう、積極的に取り組んでまいります。

## 要 望 内 容

## 回 答

7 7 道州制を前提とした「特別自治市」創設に向けた検討をやめること。

○ 二重行政の抜本的解消や住民福祉の更なる向上を図るためには、将来の道州制も見据え、市民に最も身近な基礎自治体に対して、国や都道府県から権限と財源を大幅に移譲し、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを自立的、総合的に推進できる新たな大都市制度である特別自治市制度の実現が必要不可欠と考えております。



平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	7 8
要 望 内 容	回 答		
7 8 市内高速道路の未着工 3 路線の計画をただちに廃止すること。	<p>○ 京都高速道路の残る 3 路線（堀川線，久世橋線，西大路線）については，都市計画決定から 2 0 年近く経過しているため，「京都市京都高速道路検証専門委員会」を設立し，現在，都市計画上の必要性などを原点から検証しております。</p> <p>平成 2 5 年度も引き続き検証専門委員会を開催し，検討を進めてまいります。</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b> 平成 2 4 年 1 0 月 第 1 回「京都市京都高速道路検証専門委員会」の開催</p>		

平成 2 5 年度予算要望に対する回答		NO.	7 9
要 望 内 容	回 答		
<p>7 9 国民に多大な負担と犠牲を押し付ける危険性のある、リニア中央新幹線建設を撤回するよう国及びJR東海に求めること。京都駅ルート of 誘致活動を中止すること。</p>	<p>○ リニア中央新幹線は、東京・大阪間を約1時間で結び、経済発展、交流の拡大など、我が国の新たな国土軸を形成するものです。京都を通らないルートで新たな国土軸が形成されることは、京都だけでなく、我が国にとって計り知れない損失をもたらすとの認識に立ち、京都府、京都府商工会議所連合会等とともに、「京都駅ルート」の実現を目指して、関係機関等と連携し、国に要望してまいります。</p> <p>(平成25年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リニア中央新幹線の誘致促進 5,000千円【充実】</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 2年1月 京都府中央リニアエクスプレス推進協議会の設置</li> <li>平成22年7月 明日の京都の高速鉄道検討委員会の設置</li> <li>平成24年2月 明日の京都の高速鉄道検討委員会が「提言」を発表</li> <li>9月 京都府中央リニアエクスプレス推進協議会総会の開催</li> </ul>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	8 0				
要 望 内 容	回 答						
8 0 焼却灰溶融施設計画を撤回し、直ちに契約解除すること。	<p>○ 平成 2 2 年 6 月からの本格稼働に向け、焼却灰溶融施設の整備工事を進めてまいりましたが、試運転中に、排水から基準値を上回るダイオキシン類の検出、溶融炉本体の耐火レンガの亀裂、減温塔での灰の詰まり、二次燃焼室に堆積したダストの塊りの冷却装置への落下など、様々なトラブルが生じたため、施設の稼働を大幅に延期せざるを得ない事態となっています。</p> <p>○ 住友重機械工業株式会社は、施設全体の総点検を実施して、トラブルの原因を徹底的に究明し、平成 2 4 年 7 月 3 1 日にその結果及び対策案を示すとともに、引渡し期限を平成 2 5 年 8 月末と確約しており、現在、その履行に向け、全力を挙げて対策工事を行っております。</p> <p>○ 工期遅延に伴う損害金については支払いを確約させており（1 日当たり約 2 0 0 万円）、平成 2 4 年 1 2 月末時点で、約 1 8 億 2 千万円の遅滞損害金を収入しています。</p> <p>○ 焼却灰溶融施設は、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を今後長く活用していくために必要不可欠な施設であり、安心・安全な施設として平成 2 5 年 8 月末までに完成させてまいります。</p> <p><b>（平成 2 5 年度予算額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却灰溶融施設整備 1, 4 1 1, 3 0 0 千円</li> <li>・焼却灰溶融施設運営 1, 3 4 3, 8 4 5 千円（※）</li> </ul> <p>※ 焼却灰溶融施設運営のうち、稼働運営経費については、引渡期限後の 7 箇月相当分を計上</p> <p><b>（経過・これまでの取組等）</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">平成 1 7 年 3 月</td> <td style="width: 50%;">プラント設備工事契約を締結</td> </tr> <tr> <td>平成 1 9 年 3 月</td> <td>建築主体その他工事契約を締結</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>			平成 1 7 年 3 月	プラント設備工事契約を締結	平成 1 9 年 3 月	建築主体その他工事契約を締結
平成 1 7 年 3 月	プラント設備工事契約を締結						
平成 1 9 年 3 月	建築主体その他工事契約を締結						

平成25年度予算要望に対する回答

NO.

80

要 望 内 容

回 答

平成21年	12月	プラント設備試運転を開始
平成22年	2月	建築工事及び建築設備工事が完了
	4月	試運転中の排水からダイオキシン類を検出
	7月～23年1月	ダイオキシン類対策工事を実施
	12月～23年4月	溶融炉本体の耐火レンガ亀裂確認及び補修
平成23年	5月	プラント設備試運転を再開
	7月～9月	減温塔での灰詰まり及び補修工事
	9月	プラント設備試運転を再開
	10月～11月	二次燃焼室に堆積したダスト塊りの冷却装置への落下
	11月～24年7月	プラント設備の総点検を実施
平成24年	7月	総点検結果及び対策案の提示、引渡し期限の確約
	8月	対策工事を実施

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8 1
要 望 内 容	回 答		
8 1 烏丸線において，ホーム転落防止柵を全駅に設置すること。	<p>○ 烏丸線への可動式ホーム柵の設置については，お客様に地下鉄に安心して御乗車していただく上で有効な方策であり，費用負担の極めて重い車両改造を伴わない方法で，お客様の利用が多く混雑する京都駅，四条駅，烏丸御池駅の3駅に設置することとしました。平成24年度は基本設計を行っており，平成25年度早々に国の事業認証を得て実施設計を行った後，速やかに工事に着手し，平成26年度に烏丸御池駅，平成27年度に四条駅，京都駅で供用を開始してまいります。</p> <p>烏丸線全駅への設置については，今後の大きな課題と認識をしておりますが，現在の補助制度及び実用化されている可動式ホーム柵では，事業者の負担があまりに大きく，早期の実現は困難であります。このため，国に対して，補助制度の拡充と，安全かつ低コストな可動式ホーム柵の技術開発の促進を要望しているところであります。今後とも，引き続き，国に対して強く働き掛けてまいります。</p> <p><b>(平成25年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下鉄烏丸線可動式ホーム柵整備事業 247,000千円</li> </ul>		